

議案第 75 号

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の一部が改正されることに伴い、羽曳野市営住宅の入居者資格に係る一部の入居要件の変更その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を、「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

羽曳野市営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 第1項第1号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)</u>第1条第2項に規定する被害者又は<u>配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による一時保護又は<u>配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>以下省略</p>	<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 第1項第1号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)</u>第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>以下省略</p>